

宇宙開発利用部会 将来宇宙輸送システム調査検討小委員会の設置について(案)

令和3年6月 28 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会

1. 設置の趣旨

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 宇宙開発利用部会は、文部科学省における宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)に関する重要事項の調査審議を行うよう科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会から付託されている。

文部科学省における宇宙開発利用には、我が国の宇宙活動の自立性の確保のため、政府衛星を優先して打ち上げる基幹ロケットの開発が含まれており、これまで、宇宙開発利用部会等の評価に基づき、H-II A/B ロケット、イプシロンロケット及び新型基幹ロケットとなるH3ロケットの開発を進めてきたところである。他方、海外の状況を見ると、米国では既に再使用ロケットを実運用中であり、その他の国でも、相次いで再使用ロケットなどの次世代宇宙輸送システムに関する計画を発表してきているところであるため、我が国でも宇宙基本計画工程表の令和2年度改訂において、宇宙開発利用の飛躍的拡大を図るために抜本的低コスト化を目指した革新的将来宇宙輸送システムの研究開発を行うこととされている。

文部科学省は H3 ロケット後や上記国際状況を見据え、抜本的な低コスト化をはかる革新的将来宇宙輸送システム実現に向けたロードマップ検討を昨年 11 月から本年 6 月迄実施し、最近中間取りまとめを公表した。今後これらの検討結果をもとに革新的将来宇宙輸送システムの調査検討を更に進めるために、宇宙開発利用部会運営規則第2条第1項に基づき、宇宙開発利用部会の下に前期に引き続き将来宇宙輸送システム調査検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

2. 調査検討事項

- (1) 革新的将来宇宙輸送システムの考え方について
- (2) 革新的将来宇宙輸送システムを実現するに当たっての課題について
- (3) 国内外の将来宇宙輸送システム研究開発動向について
- (4) その他

3. 設置期間

小委員会の設置が決定した日から令和5年2月14日までとする。

4. その他

小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令、科学技術・学術審議会運営規則、研究計画・評価分科会運営規則及び宇宙開発利用部会運営規則によるものとする。